（変更の届出）

第六十八条　（略）

（旅行業協会が試験事務を行う場合における規定の適用）

第六十九条　法第六十九条第一項の規定により旅行業協会が試験事務を行う場合における第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは、「旅行業協会」とする。

（試験事務規程）

第七十条　法第六十九条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（試験委員の要件）

第七十一条　法第六十九条第四項の国土交通省令で定める要件を備える者は、第十二条に規定する科目のうちその担当する試験の科目について専門的な知識又は学識経験を有する者とする。

（報告）

第七十二条　旅行業者等、登録研修機関、旅行業協会又は法第六十八条の団体は、観光庁長官又は都道府県知事から法第七十条第一項の規定による報告を求められたときは、遅滞なく、要求のあつた事項について観光庁長官又は都道府県知事に報告しなければならない。

（身分証票の様式）

第七十三条　法第七十条第五項の身分を示す証票の様式は、第二十二号様式とする。

（氏名等の公表方法）

第七十四条　観光庁長官は、法第七十一条の規定に基づき、法令違反行為を行つた者の氏名又は名称その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表するときは、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（意見を述べる機会の供与）

第七十五条　法第七十一条の規定に基づき、法令違反行為を行つた者の氏名を一般に公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令違反行為を行つた者に対して意見を述べる機会を与えなければならない。

（経由機関）

第七十六条　法又はこの省令の規定により観光庁長官に提出する書類は、第十三条第一項、第十四条第二項、第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条、第六十七条第一項及び第六十八条に規定するものを除き、当該書類を提出する者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

第一号様式（第一条の二及び第四条の二関係）

（略）

第二号様式（第一条の四関係）

（略）

（変更の届出）

第五十二条　（略）

（旅行業協会が試験事務を行う場合における規定の適用）

第五十三条　法第二十五条の二第一項の規定により旅行業協会が試験事務を行う場合における第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは、「旅行業協会」とする。

（試験事務規程）

第五十四条　法第二十五条の二第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（試験委員の要件）

第五十五条　法第二十五条の二第四項の国土交通省令で定める要件を備える者は、第十二条に規定する科目のうちその担当する試験の科目について専門的な知識又は学識経験を有する者とする。

（報告）

第五十六条　旅行業者等、登録研修機関、旅行業協会又は法第二十五条の団体は、観光庁長官又は都道府県知事から法第二十六条第一項の規定による報告を求められたときは、遅滞なく、要求のあつた事項について観光庁長官又は都道府県知事に報告しなければならない。

（身分証票の様式）

第五十七条　法第二十六条第五項の身分を示す証票の様式は、第十六号様式とする。

（新設）

（新設）

（経由機関）

第五十八条　法又はこの省令の規定により観光庁長官に提出する書類は、第十三条第一項、第十四条第二項、第四十二条第一項、第四十三条、第四十四条、第五十一条第一項及び第五十二条に規定するものを除き、当該書類を提出する者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

第一号様式（第一条及び第四条の二関係）

（略）

第二号様式（第一条の三関係）

（略）